

「新型コロナウイルス感染症 抗原検査事業」を開始します

【今日1月12日（水）から開始】

全国、県内で、新型コロナウイルスの感染が急拡大しています。

特に、オミクロン株は、感染力が極めて強いこと、無症状を含めた軽症者が多いことが、特徴とされています。

こうした状況を踏まえ、感染してしまったり、感染させてしまったりすることに不安をお持ちの町民の方に、スピーディかつ簡易的に検査を行うことができる機会を提供することとしました。

【事業の概要】

(対象者)

町民で、次のいずれかに該当する方

- ① 仕事や家族の介護等、やむを得ない理由により感染拡大地域へ往来したり、感染拡大地域からの来町者と接触した等、感染の可能性が疑われる無症状の方
- ② 新型コロナウイルスに感染した場合に重症化するリスクの高い方（高齢者や基礎疾患等がある等）と仕事や見舞い、介護等やむを得ない理由で接触しなければならない方で、感染拡大防止のために感染の有無を確認する必要がある無症状の方（接触前の抗原検査陰性証明の必要な方）
- ③ その他、町長が必要と判断した方

※行政検査の対象者と新型コロナウイルスの陽性者は、対象外

(提供する検査方法)

新型コロナウイルス感染症抗原定性検査

(事業の大まかな流れ)

- ① 検査希望者は、申請書を提出（健康福祉課または大和事務所）
※結果が陽性であった場合は、健康福祉課に連絡することの同意
- ② 利用可否の決定
- ③ 利用可の場合、検査キットを本人に手渡す。
- ④ 自宅で検査を実施し、検査結果を確認する。
- ⑤ 検査結果 陰性なら終了・陽性なら必ず健康福祉課へ連絡

<詳しくは、町ホームページ>暮らし町政情報 インフォメーションに掲載>

(問い合わせ先) 健康福祉課 課長 松嶋 電話 0855-75-1932 FAX0855-75-1505

(この発表) 総務課行政管理室行政改革係 中原 電話 0855-75-1211 (代表) FAX0855-75-1218